

資 料 6

H29.10.26

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

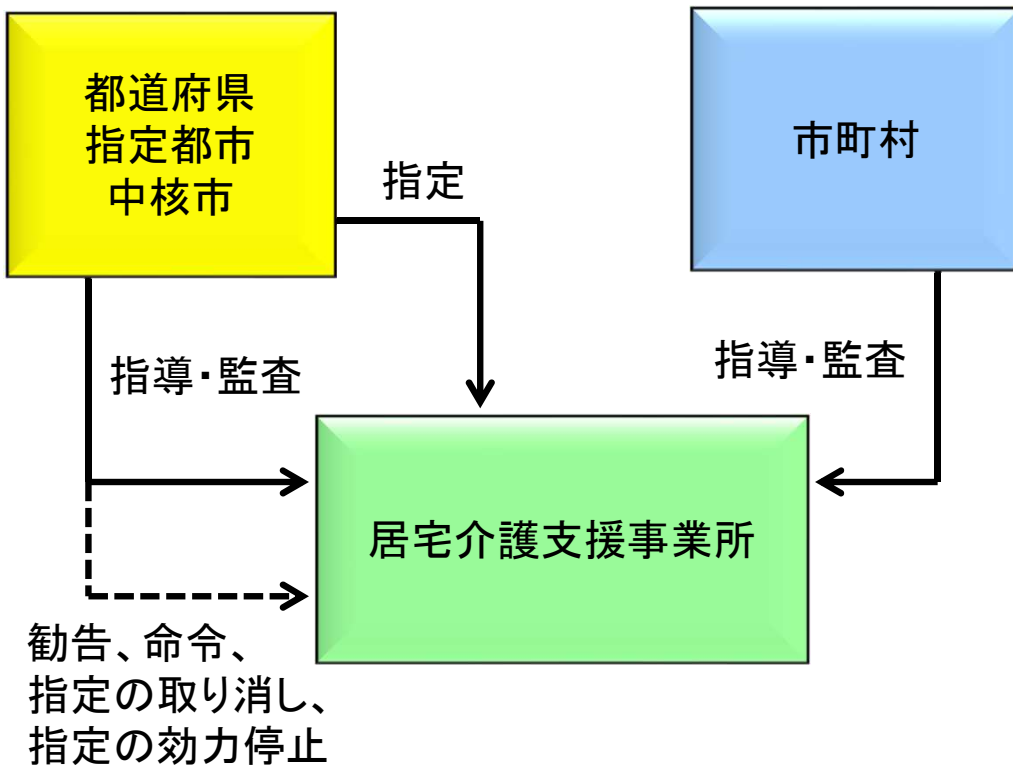
(資料 7 - 1)

【平成26年改正時に対応】

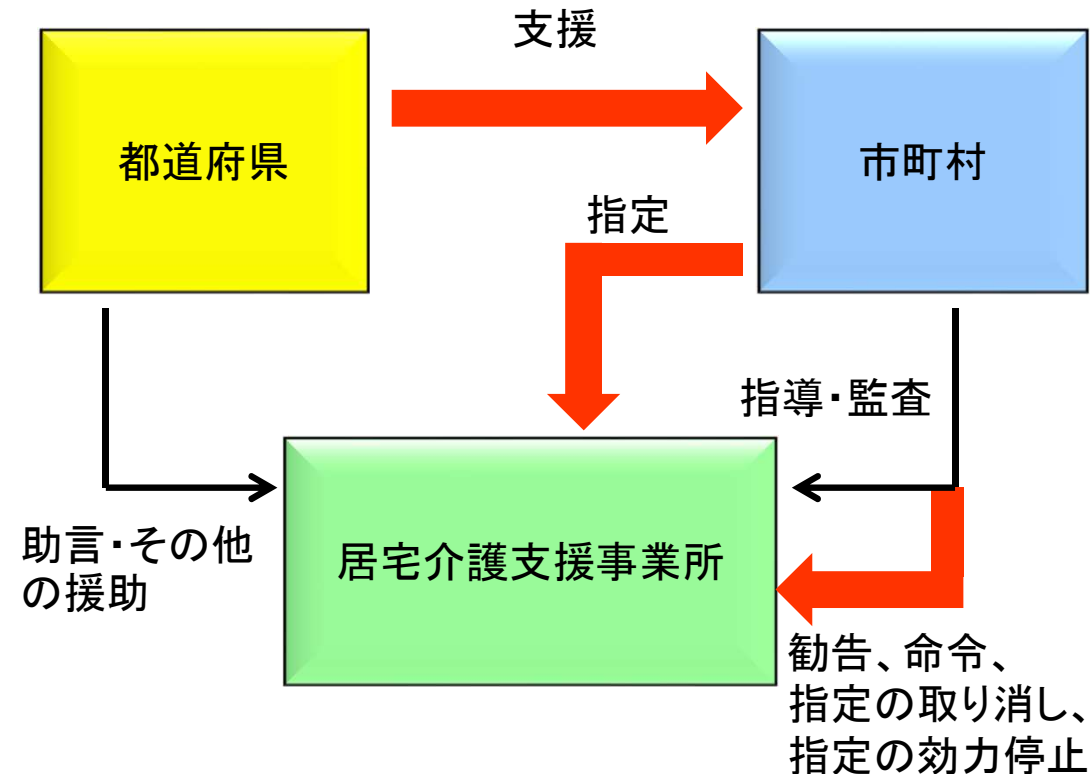
○ 居宅介護支援事業者の指定権限について、都道府県から市町村に移譲する。(平成30年4月施行)

※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、既に指定権限が移譲されている。

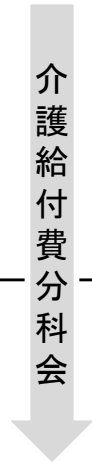
＜現行＞



＜平成30年4月以降＞



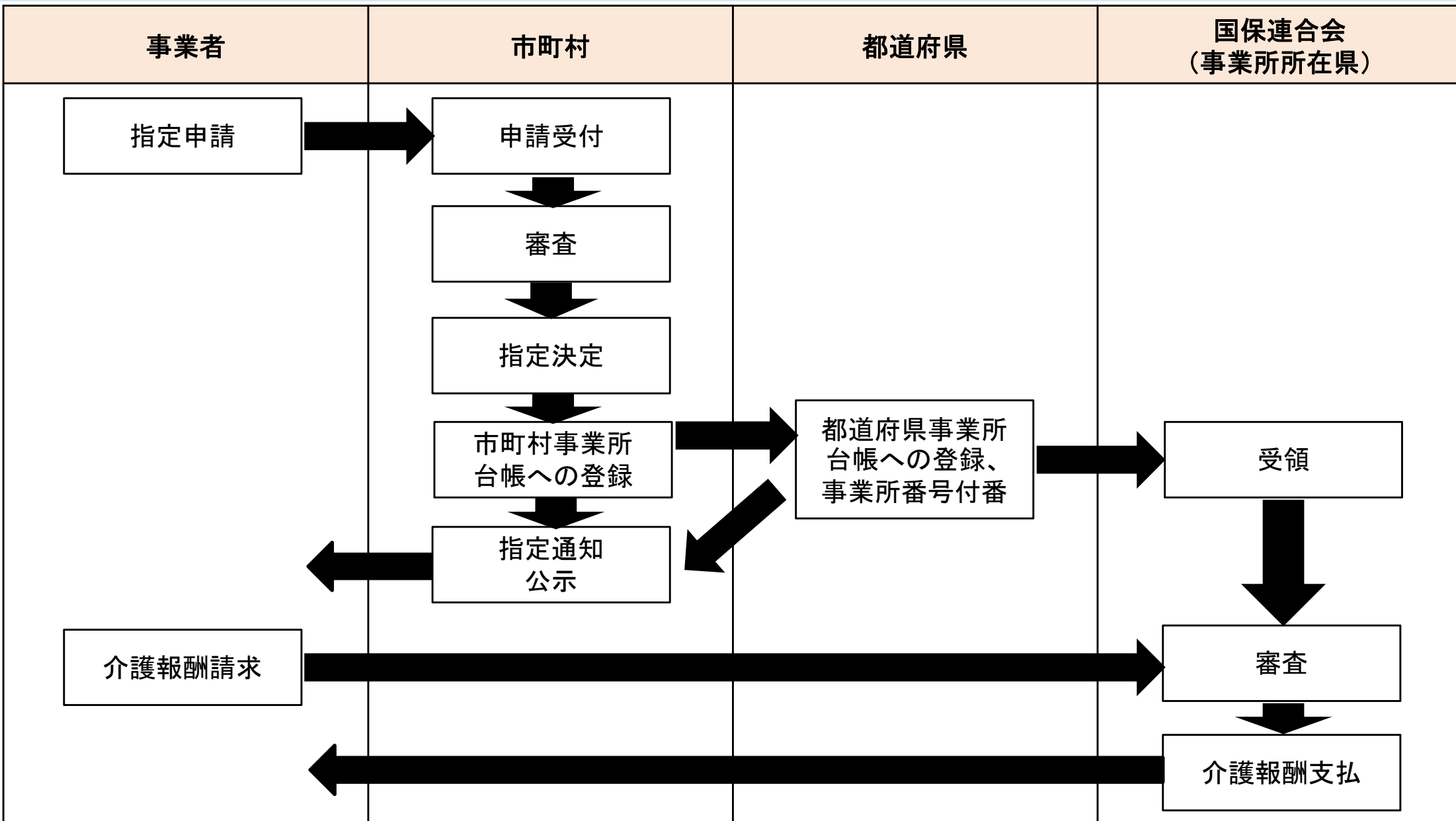
居宅介護支援事業者の指定権限の移譲に係るスケジュール（案）

	市町村	都道府県	国
～ 9 月	○ 3 0 年度に向けた予算要求 （権限移譲を踏まえた要求額を検討）	○ 権限移譲に向けたスケジュール等の検討 ○ 管内市町村に向けた説明会の開催 ・ 指定申請等に係る様式や手引きの例示 ・ 条例制定に向けた市町村のスケジュール案の提示	介護給付費分科会 
1 0 月	○ 指定申請等に係る様式や手引き等の準備		
1 1 月			
1 2 月	○ 介護給付費分科会でのとりまとめを踏まえ、運営基準等を定める条例案の策定	○ 市町村の条例制定事務の進捗状況の把握及び支援	○ 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ ※ 地方自治体における条例の制定・改正に要する期間を踏まえて、基準に関しては先行してとりまとめを行う。
1 月	○ 指定等に関するホームページ作成	○ 指定事業者に対する周知 （指定申請等の窓口の変更等）	○ 介護報酬改定案 諮問・答申
2 月	○ 運営基準等を定める条例案を市町村議会へ提出、条例制定	○ 関係書類の引き継ぎ	
3 月			
4 月	○ 改正介護保険法及び市町村条例の施行		

※ 国における介護報酬改定に関するスケジュールは、現時点での予定であり、今後変更があり得る。

居宅介護支援事業者の事業者情報の提供の流れ（例）

（資料 7－2）



※以下の場合についても、上記の流れに沿って国保連合会への情報提供が必要となる。

- ・ 指定の更新を行った場合
- ・ 居宅介護支援事業者から指定に係る変更届や事業の休止・廃止の届出があった場合
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出があった場合

介護支援専門員に対する指導権限の移譲について

(資料 7 - 3)

【見直しの方向性】

介護支援専門員に対する指導権限について、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市に移譲する。(平成30年4月施行予定)

○ 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日 閣議決定）（抄）

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(2) 介護保険法(平9法123)

介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○ 介護保険制度の見直しに関する意見（平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会）（抄）

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進

(5) 適切なケアマネジメントの推進等

○ (中略)市町村の有する人材やノウハウには差があるなど、各市町村のおかれている状況は様々であり、全市町村へ一律に移譲することは困難であることから、ケアマネジャーに対する指導権限の移譲については、地方公共団体の意見を踏まえ、指定都市のみに限定して一律移譲することとし、指定都市においては、業務体制の確保等、移譲に向けた準備を進めることが適当である。

○ 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日 閣議決定）（抄）

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(2) 介護保険法(平9法123)

介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、政令を改正し、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市に平成30年度から移譲する。

介護支援専門員に対する指導権限について【権限移譲後のイメージ】

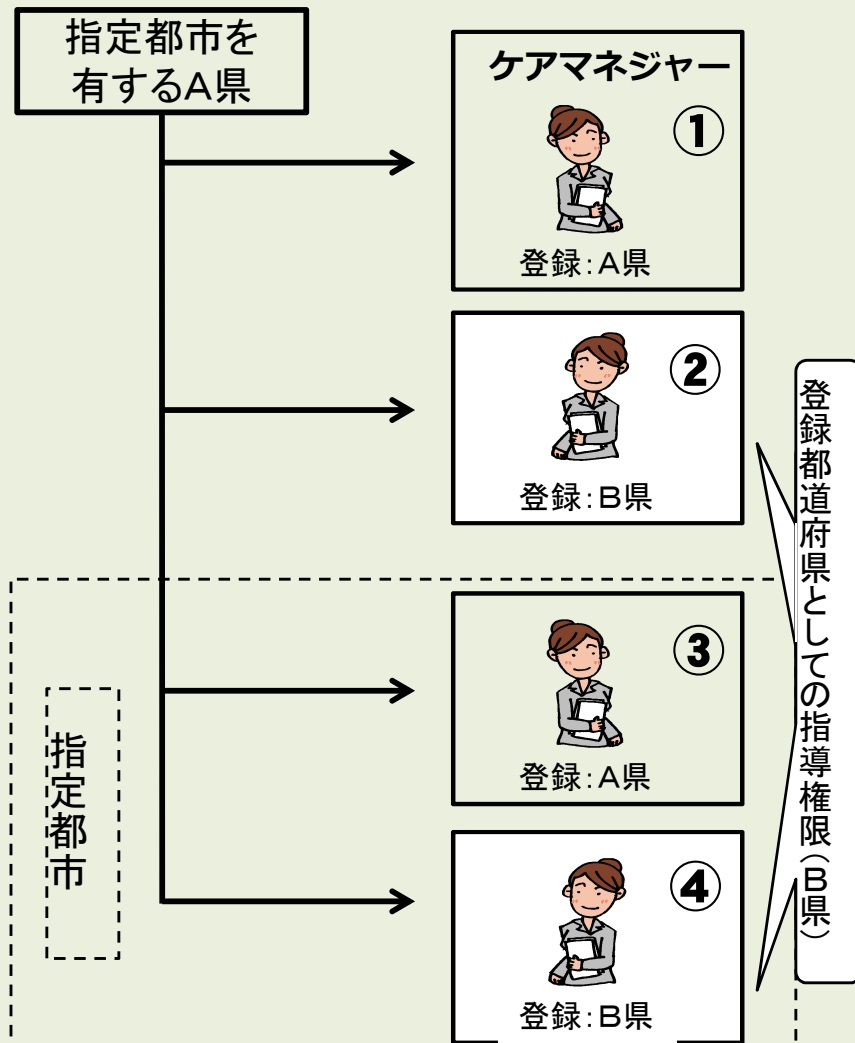
●権限移譲前→業務都道府県としてA県は①②③④全てに指導権限を有する

●権限移譲後→業務都道府県としてはA県が①②、指定都市が③④に指導権限を有するが、引き続きA県は登録都道府県として③に指導権限を有する

※権限移譲後も、業務地に関わらず登録都道府県であるB県は②④に指導権限を有する

【権限移譲前】

業務都道府県としての指導権限 = A県



【権限移譲後】

業務都道府県としての指導権限 = A県または指定都市

